## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

## コメントの概要 コメントに対する考え方 今回の有価証券定義の拡大に伴い組合型フ 証券取引法の改正において組合型投資スキ ァンドがみなし有価証券化されたが、認可投資 ームがみなし有価証券化されることから、投資 顧問業者が組合型ファンドに顧客資産を投資 事業有限責任組合契約、組合契約等に基づく権 する場合、無限責任組合員又は業務執行組合員 利を認可投資顧問業者が投資対象とすること となることが認められるか。 が可能となりますが、投資事業有限責任組合契 約の無限責任組合員又は民法組合契約の業務 執行者等となって、投資一任契約に係る業務以 外の業務を営む場合には、投資顧問業法上、兼 業承認が必要となると考えます。 投資一任業者の認可申請時に係る利害関係 御指摘を踏まえ、みなし有価証券に該当する 人の届出において、組合型ファンドに係る者が 投資事業有限責任組合の無限責任組合員等に 限定するよう修正します。 追加されているが、商品ファンド等に係る者を 除外する等届出対象を限定してもらいたい。 匿名組合契約の投資対象が不動産信託受益 権であって、匿名組合の営業者となる特別目的 会社(その目的が不動産信託受益権の運用関連 業務に限定されており、通常倒産隔離が図られ ている株式会社又は有限会社、以下「SPC」)が 投資家と匿名組合契約の締結を行うスキーム (以下「本スキーム」)の場合において、以下 の7つの取扱いを伺いたい。 匿名組合契約締結により投資家が有する そのような理解で結構です。ただし、当初か こととなる匿名組合出資持分を、本スキー ら不動産信託受益権を投資対象とする匿名組 合契約への出資を想定して営業者以外の者が ムによる投資方法を決定する以前の段階 で、投資家が現物不動産での購入や本スキ 勧誘する行為は、証券業・証券投資顧問業に ームによる投資等、投資方法に選択肢があ 該当する場合があると考えます。 る場合、不動産会社による投資家への対象 不動産に関する紹介・勧誘行為は証券業・ 証券投資顧問業に該当しないということで よいか。 投資家が本スキームによる投資方法を確 信託受益権に投資する匿名組合契約に対す 定した後、営業者である SPC が組成される る出資は、みなし有価証券に該当し、このよ 前に、不動産会社が投資家に匿名組合出資 うな勧誘を営業として行う場合には、証券業、 を勧誘する行為は、証券業に該当するか。 証券投資顧問業に該当すると考えます。 本スキーム組成を企図するスポンサー会 有価証券の発行者による投資家への勧誘行 為と同様と考えられ、一般には証券業に該当 社(不動産会社)が SPC の設立発起人又は 原始社員(以下「発起人等」)に就任し、当 しないと考えます。 該 SPC 設立登記完了までに、スポンサー会 社が発起人等として設立後の営業者のため に行う投資家への本出資の勧誘行為は、営 業者による自己募集行為と解釈され、証券 業には該当しないということでよいか 営業者である SPC の取締役又は使用人(こ 有価証券の発行者による勧誘であり、一般 れらがスポンサー会社からの出向者である|には証券業には該当しないと考えます。

場合を含む。)が行う投資家への本出資の勧誘行為は、証券業に該当しないということでよいか。

本スキーム組成前及び組成後のすべての 段階において、スポンサー会社の従業員が 投資家に対し、専ら投資対象である不動産 信託受益権又は信託財産である不動産(以 下「投資対象不動産」)につき説明する行為 は、みなし有価証券たる本出資に関する勧 誘行為ではないので、スポンサー会社が証 券業及び証券投資顧問業登録をしていなく てもよいか。 そのような理解で結構です。

匿名組合契約成立後について、当該組合契約に基づいて組合員が義務的に行う追加出資(組合員の出資義務が日時・金額まで具体的には特定されていないものの、追加出資義務が効力を有する期間及び出資義務上限金額が具体的に特定されている場合、並びに組合員の当該追加出資義務が、一定の場合において拒否権を伴う場合を含む。)をスポンサー会社が組合員に求める行為に新たな勧誘行為は存在しないため証券業に該当しないということでよいか。

そのような理解で結構です。

スポンサー会社が営業者である SPC との間のアセットマネジメント業務の一部として当該 SPC に対して投資対象不動産の価値及びこれに伴う本出資の価値について報告すること、並びにこれを組合員である投資家に報告する業務は、証券投資顧問業に該当しないということでよいか。

当該アセットマネジメント業務自体が証券 投資顧問業に該当するものでなければ、その ような理解で結構です。

証券取引法第2条第2項第4号に規定される「外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利」に、LPSやLLP、LLCといったものは含まれるのか。

投資事業有限責任組合と同様の事業を行う ものは、一般的には、みなし有価証券に該当す ると考えます。

現在、証券取引法の下ではみなし有価証券として取り扱われない種類の信託受益権や、有限会社の持分等について、今後どのような規制の枠組みを考えているのか。

今後、金融審議会金融分科会第一部会において、投資家保護範囲の拡大について御議論いただく予定としております。

有限会社 SPC が匿名組合契約の営業者となる ストラクチャーが2層構造となっている場合に おいて、改正証券取引法施行前に既に親 SPC と の間で、親 SPC に対し、親 SPC が有する匿名組 合契約に基づく権利(=改正証券取引法施行後 はみなし有価証券に該当)の取得(出資)ない しは売却に関する助言を有償で行うことを内 容とする契約(いわゆるファンドマネジメント 契約)を締結している場合には、当該契約は「有 当事者の一方が相手方に対して有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関し助言を行うことを約し、相手方が報酬を支払うことを約する証券投資顧問契約であり、このようなケースは、投資家から報酬を得て、みなし有価証券である匿名組合契約への投資助言を行う行為と考えられ、営業として当該業務を行う場合には投資顧問業法における登録が必要であると考えます。

価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」第2条第1項に定める「投資顧問契約」に該当しないという理解でよいか。

証券取引法施行令案第1条の3の2第2項第1号八に、「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第3条第1項各号(第12号を除く。)に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約するものであること。」と規定されているが、全部又は一部を行っていれば他の投資事業を行っていてもみなし有価証券に該当するのか。

組合型ファンドの有価証券化は、投資家にとって経済効果が同じであれば、投資信託等と同様に有価証券法制による投資家保護の仕組みとすべきとの趣旨から行われたものであり、他の事業を併せて営む民法組合等であっても投資事業を営むことを約するものであり、当該投資事業を一部の者に委任するようなものについては、当該投資事業が組合事業の一部であっても該当すると考えます。

証券取引法第2条第2項第4号において、外 国法に基づく契約で有責組合に類するものの 持分はみなし有価証券とされているが、「外国 法に基づく契約で有責組合に類する民法上の 組合及び匿名組合に類するもの」の持分につい ては規定されていないが、外国物については日 本とは法体系が異なることに鑑み、その持分の みなし有価証券該当性については、証券取引法 第2条第2項第4号の「類する」の判断にかか らしめるものであると考えてよいか。 政令案第1条の3の2第2項に規定する国内の組合契約、匿名組合契約で投資事業有限責任組合契約に類するものと同様のものと考えます。

国内の有責組合の場合、投資対象として外国の有価証券はファンド資産の半分を超えないものとされているが、有責法第3条第1項第11号、同法施行令第9条)証券取引法第2条第2項第4号において、外国法に基づく契約で有責組合に類するものに該当するかどうかを判断する際には、外国法に基づき外国で組成されるものであることに鑑み、日本の発行体の有価証券にファンド資産の半分以上を投資するものである必要はないという理解でよいか。

そのような理解で結構です。

有責組合に類する外国の組合等が証券取引 法第2条第2項第4号に該当するかどうかを判 断する際には、有責法第3条に規定される業務 に相当する業務を主として行っていれば、その 一部の業務としてそこに規定されていない業 務(例えば、指定有価証券に該当しない証書へ の投資など)を行っていても、全体として当該 組合等の持分がみなし有価証券とされる可能 性はあるという理解でよいか。 投資事業有限責任組合と同様に投資事業を 営み、組合業務を執行する者に投資判断が委任 されていれば、当該業務が組合事業の全部でな くても、みなし有価証券に該当すると考えま す。

今回みなし有価証券化された民法上の任意 組合につき掲げられている3要件のうち、「金 銭その他の財産のみをもって出資の目的とす るもの」と規定されているが、「その他の財産」 に「労務提供」は含まないという理解でよいか。 そのような理解で結構です。

単なる「不動産の取得及び保有」を行なう民 単なる実物不動産の取得及び保有を行う民 法組合や匿名組合への出資持分は、「みなし有 法組合や匿名組合は、みなし有価証券には該当 価証券」には該当しないとの理解でよいか。 しません。 有責組合が外国株式で一部運用しているよ 外国株式で一部運用しているような投資信 うな投資信託又は外国投資信託の受益証券を 託又は外国投資信託の受益証券であっても取 取得することは可能である(外国株式の取得が 得することは可能です。 できないことの潜脱と考えられることはな い、と理解してよいか。 海外LPS等に対する出資が認められる一方で 有責法は、事業者への円滑な資金供給を促進 外国法人が発行する有価証券に対する出資が し、その健全な成長発展を図り、もって我が国 認められないのは不整合であるので、当該外国 の経済活力の向上に資することを目的として 法人が有責法およびそれに基づく政令等で取 いますので、直接外国法人が発行する有価証券 に出資することは、有責法第3条第1項第11 得することが認められている資産に対する投 資を目的とするものであれば、取得を認めても 号に基づき組合の事業の遂行を妨げない限度 においてのみ認めることとしているものです。 良いのではないか。 主要株主の範囲について、具体的な範囲を図 別紙の通り。 示していただきたい。 今回の改正でみなし主要株主の概念は廃 「みなし主要株主」とは、「主要株主であっ て、証券会社の対象議決権のうち、(証券取引) 止されるのか。 法第二十八条の四第四項(第一号を除く。)の 規定により保有しているとみなされる対象議 決権以外のものを保有しない者」とされます (例えば証券会社に関する内閣府令第 20 条の 2)。今回の改正により「みなし主要株主」と いう用語はなくなるが、「株式を自分で保有し ていないが特別の関係にあるために主要株主 とみなされる」という概念はなくなりません。 主要株主でなくなった旨の届出を行ってい 今回の主要株主の範囲の見直しにより主 要株主の定義から外れることとなった会社 ただく必要があります。ただし、主要株主でな くなった者ごとに届け出る必要はなく、グルー について、主要株主でなくなった旨の届出は プで一括して当該グループ内の特定の者が届 不要との理解でよいか。 け出ることも可能と解されます。また、届出に 際しても特段の様式は決まっておりませんが、 証券取引法第33条の4に基づき、主要株主で なくなった旨及び「商号、名称又は氏名及び本 店若しくは主たる事務所の所在地、住所又は居 所」「法人である場合は、代表者の氏名」 を届け出ていただくこととなります。 以前、主要株主としての届出を行った者 そのような理解で結構です。 が、今回の改正においても、主要株主に該当 する場合、改めて主要株主の届出をおこなう ことは不要との理解でよいか。 顧問業法施行規則第39条に主要株主の文言 御指摘を踏まえ修正します。 は存在しない。 今回の主要株主の範囲の見直しにより、証券 証券会社等の議決権を直接保有していない 会社等の議決権を直接保有していない者は、主要株主の範囲から外されたとの理解でよいか。

者であっても、その被支配会社が証券会社等の 議決権を保有しているなどの場合、主要株主の 範囲に含まれます。

「支配株主等」及び「被支配会社」については、いずれもみなし規定が反復適用され、証券会社などの親会社の親会社、そのさらに親会社、そのさらに親会社、そのさらに親会社、たのさらに親会社も、主要株主に当たるという理解でよいか。

そのような理解で結構です。

自己又は、自己の被支配会社が証券会社等の対象議決権を1個でも保有している場合でない限り、主要株主には当たらないという理解でよいか。

その配偶者が証券会社等の対象議決権を 一定割合保有している場合又は「共同保有 者」にあたる場合には主要株主となりえま す。

証券会社等の主要株主規制を、 自ら直接証券会社等の対象議決権の 2 0 %を所有している社とその「支配株主等のうち支配株主等がない者(いわゆる終局的なオーナー)」に限定する。 主要株主のうち、自ら直接証券会社等の対象議決権を 1 個でも保有している者と、当該保有者の「支配株主のうち支配株主のない者」に限定する。 案 、案 記載の者以外の主要株主は、当該記載の者のいずれかに、対象議決権保有届出書の提出を委託できるようにする、のいずれかとするべきである。

証券会社等の主要株主のうち、自ら直接証券会社等の対象議決権の保有者の支配株主等に該当する者は、その者の支配株主等の有無に関わらず、議決権を通じ当該保有者ひいては証券会社等に支配力を及ぼすことが可能と考えられることから、対象議決権の直接の保有者と同等の規制をその支配株主等全てに課す必要があると考えます。

主要株主規制は「持株会社の株主又は出資者について準用する」と規定されているため、自ら直接持株会社の対象議決権を保有している場合でない限り、証券会社等を子会社とする持株会社の主要株主として対象議決権保有届出書を提出するという義務を負わないという理解でよいか。

自らが直接持株会社の対象議決権を保有している場合の他、自己の被支配会社が持株会社の対象議決権を保有している場合等も対象議 決権保有届出書を提出する義務が生じます。

みなし主要株主の一括届出の仕組みが維持 されることを強く要望する。 今回の改正は主要株主制度の本来の趣旨に 立ち返った改正であるが、主要株主制度の本来 の趣旨からすれば、主要株主にあたる者は自ら 届け出ることが原則です。

外国証券会社に対しては、主要株主規制が設けられていないのと同様に、外国会社のうち、証券会社の対象議決権を保有している者を除いては、主要株主の範囲から除外していただきたい。

主要株主制度は、証券会社に対して不当な影響力を排除して健全な経営を行わせることがその目的です。日本の証券会社に対しては、日本の監督当局による責任を持った対応が必要であり、主要株主の国籍が日本であろうと外国であろうとその目的に照らして同様の規制を課すことが適当だと考えます。

改正証券取引法施行令第15条の2第1項 第2号他の「前号に掲げる者以外の者」の意義 を御教示いただきたい。 主要株主の企業グループのうち、自己及びその被支配会社が対象議決権を直接保有していない者を指します。

平成16年12月1日以前に「みなし主要株 主要株主と「特別の関係」にあり、主要株主 主」であったものはその後も主要株主としての とみなされるのであれば主要株主としての義 義務を負うのか。 務を負います。 平成16年12月1日以前に対象議決権保 これまでは「みなし主要株主」であり、まだ 有届出書を提出または提出の委託をしていな 届出をしていない間に12月1日が到来し、主 要株主に該当しなくなった場合であっても、届 い「みなし主要株主」は引き続き対象議決権保 有届出書の提出義務を負うのか。 出義務が消滅することはなく、一度主要株主に なった旨を届け出て、その後主要株主でなくな った旨を届け出る必要があります。 手数料について、金融機関が直接顧客から 証券仲介行為に係る手数料は、名目のいか 「仲介行為にかかる手数料」を証券会社に無 んを問わず証券会社との委託契約に基づく 断で取ることは可能か。 顧客が支払う総額について明示する義務が あります。そのため、証券仲介行為に係る手 数料であれば、名目を変えたとしても明示義 務が免除されることはなく、証券会社に無断 で取ることは出来ません。 証券仲介業務ではなく、登録金融機関を規制 金融機関の証券仲介行為において、顧客の金 銭・有価証券を当該業務の委託元証券会社に取 する各業法(銀行法、保険業法など)における リ次ぐために一時的に預かる行為は、証取法上 保護預り業務等として整理されます。 に規定される証券仲介業務の範疇と理解して よいか。 金融機関の証券業務に関する内閣府令第2 そのような理解で結構です。 7条第15号後段の「委託証券会社から取得し た顧客情報・・」には、登録金融機関の顧客が 当該登録金融機関を経由せず、委託証券会社と 直接取引した場合の取引情報についても含ま れるという理解か。 親子法人等の定義に関し、金融機関の証券業 金融機関の証券業務に関する内閣府令第2 務に関する内閣府令第27条の3第1号ロで 7条の3第1号ロの規定(経営を支配している は、「役員であった者(役員でなくなった・・・) ものの要件)は、証券取引法施行令第15条の および使用人が、・・・」となっているが、証 4第1項第2号の規定に、証券会社に関する内 閣府令第16条第3項の規定(経営を支配して 券会社に関する内閣府令第16条第3項では 「役員及び使用人並びにこれらであった者(役 いるものに準ずるものの要件)は、金融機関の 員又は使用人でなくなった・・・)・・・」と 証券業務に関する内閣府令第27条の3第6 なっているが、異なる規制をおいた理由は何 項にそれぞれ対応しており、いずれも対応先と 同様の規定ぶりになっています。 か。 登録金融機関とその親子法人等との間にお 証券取引に係るアームズレングスルールに いてもアームズレングスルール規定の整備が ついては、登録金融機関とその親子法人等との 必要ではないか。 間において適用されます(証券取引法第65条 第5項において準用される第45条第1号)。 登録金融機関とその親子法人等との間にお 御指摘を踏まえ規定整備を行います。 いても非公開情報の授受を禁止する規定の整 備が必要ではないか。 「有価証券の発行者」である顧客の「非公開 「有価証券の発行者」の定義は証券会社の行 融資等情報」とはどのような顧客の情報か。

為規制等に関する内閣府令第 12 条第 1 項に、非公開融資等情報の定義は金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第 4 号にあります。具体的には、例えばインサイダー情報に該当する公開されていない情報であるとか、発行者の長期的な資金繰りに関する公開されていない情報などが該当すると考えられます。

登録金融機関の証券仲介業務において、事故が発生した場合、取引当事者である委託証券会社が関与することなく、登録金融機関が事故確認申請をするということになるのか。また、事故が発生したために登録金融機関が損失の補てんをする場合、委託証券会社に開設された顧客の証券口座に当該登録金融機関が払い込むという手続きが行われるのか。

発生した事故の責任を負い、損失を補てんする者が事故確認をすることになります

なお、払込先については、個別に対応してい ただくことになります。

金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条の2第1項第7号に規定する禁止行為(有価証券の発行者の法人関係情報及び登録金融機関業務に係る顧客に関する非公開情報のうち、登録金融機関業務以外の業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るため、法第65条第2項の取引をする行為)について、どのようなケースを想定して措置されたものなのか、具体例を示して頂きたい。

具体例としては、銀行が新規融資営業に活用するため有価証券発行者の法人関係情報を証券会社等から得るために有価証券の募集の取扱いを行う場合等が考えられます。

国債や地方債等、改正証券取引法第65条第2項第1号、第2号に掲げられた有価証券につき、証券会社の委託を受けて「売買の媒介」や「募集・私募の取扱い」を行った場合、「証券仲介業の委託を受けることとなった場合」に該当すると理解してよいか。

また、この行為を行った場合、作成する帳簿は、金融機関の証券業務に関する内閣府令別表18に掲げられている帳簿でよいか。

登録金融機関が、証券取引法第65条第1号 及び第2号に掲げられた有価証券を取り扱っ ても証券仲介業務(同法第2条第11項)に該 当するのではなく、同法第2条第8項第2号に 該当すると評価されます。

したがって、証券仲介業務について作成が義務付けられている金融機関の証券業務に関する内閣府令別表18に掲げられている法定帳簿を作成する必要はありませんが、窓口販売業務としての帳簿の作成は必要となります。

改正証券取引法第65条第2項第1号、第2号に掲げられている有価証券につき、証券会社が委託を行うことはできないのか。

委託を行うことは可能です。

登録金融機関は、証券会社の委託を受けて証券取引法第34条第1項に規定する累積投資契約の締結の媒介等の付随業務を受託することは可能か。

各登録金融機関を規制する業法に従って行うことが必要です。

証券取引法第40条に定める書面交付義務につき、第40条で証券会社が義務付けられる一方、登録金融機関については、第65条の2第5項において準用されており、証券会社と登録金融機関双方に所定の書面の交付義務が課

証券会社が登録金融機関に証券仲介行為を 委託しているという状況のもとでは、登録金融 機関は「契約を締結しようとする」者ではない ため、そもそも書面交付義務は生じません。

せられているように読め、証券会社か登録金融 機関のいずれか一方が書面を交付していれば 他の者も書面を交付したもの(交付義務を履行 したもの)と扱われるのか。	
登録金融機関を介さずに顧客からの注文を 直接委託証券会社が当該証券会社のコールセンターにて受注することとしても、口座開設に 登録金融機関が関与していれば、当該顧客との 取引は、証券取引法第65条第2項第3号八又 は同項第4号口に掲げる行為となるか。	個々の取引等について、登録金融機関が媒介を行ったものが、証券仲介行為であると解されます。
証券取引法第65条第2項第4号口で除外されるものには、同号イ及び証券取引法施行令第17条の3において定める他社株転換社債等の仕組債は含まれていないと考えてよいか。	そのような理解で結構です。
登録金融機関の業務として、株式の募集・売出しの取扱いが可能となったが、個別投資家への配分決定まで、登録金融機関に委託することも、特段禁止されていないとの理解でよいか。	御質問の趣旨が「どの個別投資家へ株式を取得させようとするか、すなわち、募集・売出しの取扱いを誰に対して行うかということを登録金融機関が決めることができるか」という趣旨であれば、登録金融機関が行う証券仲介業務の範疇には入るものであると解されます。
匿名組合の規定である証券会社に関する内閣府令第25条第6号にも、第5号と同様の除外規定を設けるべきである。	御指摘を踏まえ、修正を行います。
改正証券取引法第65条第2項第4号口に 基づいて行う証券仲介業務には、同法第2条第 1項第7号及び第7号の2に掲げる有価証券 (投資信託の受益証券等)に係る行為は含まれ ないとの理解でよいか。	そのような理解で結構です。
投資信託の受益証券等の売買の媒介は証券 仲介行為に該当するとの理解でよいか。	登録金融機関が行う投資信託の受益証券等の売買の媒介は証券仲介行為には該当しません。(証券取引法第2条第8項第2号に該当する行為であると解されます)
登録金融機関として投資信託をすでに取扱っている場合、今回の法改正により投資信託の「媒介」行為を行う際に新たな登録は必要ないとの理解でよいか。	そのような理解で結構です。
登録金融機関が行う投資信託受益証券等の 売買の媒介は、根拠規定が異なることから、証 券仲介業務に当たらず、したがって証券仲介業 従事者と融資業務従事者の情報遮断等の規制 は対象外という理解でよいか。	そのような理解で結構です。
金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条の2第7号から類推して、「登録金融機関業務以外の業務に重要な影響を及ぼすと認め	金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条の2第7号の行為規制には直接違反するものではありません。

られる情報を保有している者が法第65条第2項の取引をする行為も禁止行為である」との理解でよいか。また、法第65条第2項の勧誘をする行為も禁止行為であるといえるか。

ただし、他の情報に関する規定に違反しない ことに留意する必要があります。

同一の証券会社に複数の登録金融機関が委託を受けている場合、それぞれの登録金融機関が個別に異なる手数料体系を示してもよいか。

そのような理解で結構です。

登録金融機関が証券仲介業務として顧客にある取引を勧誘している場合において、委託証券会社から、直接当該取引の詳細について説明をすること及びその際に当該取引について勧誘を行うことは、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第15号において禁止される顧客情報を利用しての有価証券の売買その他の取引等の勧誘に該当しないという理解でよいか。

当該登録金融機関が委託証券会社に当該顧客に取引を勧誘している事実のみを伝える場合であれば、当該規制には該当せず、当該委託証券会社から当該取引の説明、勧誘を行うことは可能です。ただし、当該顧客に勧誘している旨を伝える以外に顧客情報を提供するのであれば規制に該当し、顧客の書面同意が必要になるため注意が必要です。

金融機関の証券業務に関する内閣府令改正 案の第21条4号の2が新設されたが、これは 証券仲介業務の解禁に伴う新設であり、現行の 登録金融機関の業務について新たな規制を定 めるものでないと考えてよいか。 この規制はいわゆるインサイダー取引の対象となる証券取引法第163条第1項に規定する上場会社等の特定有価証券及び同法第167条第1項に規定する上場等株券等の取引を対象としたものであり、これらは、登録金融機関が証券仲介業務の解禁により株式について媒介を行うことが可能になったため、それに伴い設けられた禁止行為です。

営業員の注意不足等を原因とする、単なる間 違った注文執行に過ぎない未確認売買は、証券 取引法第43条に規定する「公益に反し、又は 投資者保護に支障を生ずるおそれがある行為」 とまではいえない。この未確認売買は、営業員 の資質と会社のリスク管理の問題であって、規 制することになじまない行為である。 未確認売買が頻繁に繰り返される状態は、それが営業員の資質によるものであったとしても、そのような状況を作り出した証券会社の内部管理の問題であり、これは「公益に反し、又は投資者保護に支障を生ずるおそれがある行為」の一つとして位置づけられると考えます。

金融機関の証券業務に関する内閣府令改正 案第27条第15号「登録金融機関が証券仲介 行為を行うために委託証券会社に対し提供す る必要があると認められる情報」には、顧客ニ ーズにこたえるために、登録金融機関と委託証 券会社との間で幅広い情報交換を行う場合に、 当該情報は含まれるか。 「登録金融機関が証券仲介行為を行うために委託証券会社に対し提供する必要があると認められる情報」とは、顧客の有価証券その他の取引の注文内容についての情報等、証券仲介行為そのものを行うために委託証券会社に提供が必要不可欠な情報です。

なお、この情報には、お尋ねのような目的の ために登録金融機関と委託証券会社間で幅広 い情報交換が行われる場合、当該情報は含まれ ないと考えられるため、こうした情報交換を行 うためには、事前の顧客の書面による同意が必 要になると考えられます。

金融機関府令第 27 条第 4 号の「融資業務」 には、有価証券発行体の経営者等個人に対する 融資(住宅ローン、資金使途を特定しない個人 そのような理解で結構です。

ただし、有価証券発行体の経営者等個人に対する融資の場合は当該融資に係る借入金が経

向けローン等)及び定期預金等を担保とする総合口座当座貸越は含まれないと考えて良いか。

営者等個人から発行体に対して貸出される等、 実質的に発行体のための融資である場合は含 まれるものと考えます。また、当該個人が企業 経営者等である場合には当該企業に係る非公 開融資等情報を入手する蓋然性が高いことに 留意が必要です。

事務ガイドライン5 - 3 - 1 (5)は、証券 口座が残高不足の場合に、別に開設された総合 口座当座貸越を利用し資金を振り替えること を認められると考えて良いか。このような振替 が問題ないとされた場合に、係る当座貸し越し の利用が可能であることを、残高不足の際に登 録金融機関から顧客に告知して良いか。 証券口座とは委託証券会社に顧客が開設した証券取引を行うための口座をいいます。

顧客が銀行に開設した総合口座(預金口座) から証券口座(証券会社)に取引代金等を振り 込む際に、総合口座の残高が不足している場合 には自動的に当座貸越を行うことは認められ ません。

また、残高不足で取引代金等の送金ができない場合に、その旨顧客に通知することは可能ですが、予め不足金額の融資を約することは認められません。

証券仲介業務従事者と融資業務従事者との情報の遮断等の規制として、事務ガイドライン5-2(6)では証券仲介業務と融資業務の分離や担当職員の明確化、5-3-1(5)では、証券仲介業務と融資業務を併せて実施する組織を統括する役員若しくは使用人について書かれているが、ここでいう「業務の分離」「担当者の明確化」、「組織を統括」から想定される「組織」とはどの程度の組織を指しているのか。(部、営業店単位か、部・営業店内における課(班)単位か)

事務ガイドライン5 - 2 (6)は、証券仲介業務従事者と融資業務従事者(有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うものに限る)との非公開融資等情報の遮断について実効性が図られるよう、一例として「業務の分離」や「担当者の明確化」を挙げているものです。したがって、一概に「組織」の分離です。したがって、一概に「組織」の分離を求めているものではなく、両業務の従事者間での情報の遮断について求めるものです。仮に、組織の分離により本規定の趣旨を達成しようとする場合にも金融機関の規模等により、営業店や部、課等の機能は様々であり、実際に情報遮断が行われていることが重要であると考えられます

事務ガイドライン 5 - 3 - 1 ( 5 )の「組織」 についても同様です。

事務ガイドライン9 - 7(1)の「所属証券 会社のシステム」は「所属証券会社等のシステム」ではないか。 御指摘のとおり修正することにします。

金融機関府令第46条1項第7号で定める証券仲介補助簿については、顧客からの申し込みがあったときに作成するものであることから、登録金融機関が個々の有価証券の売買取引について申し込みを受けない場合には作成不要か。

そのような理解で結構です。登録金融機関に おいては、個々の取引申し込みを受けた場合に のみ証券仲介補助簿の作成が必要となります。

証券仲介業務に伴う金銭の入出金や有価証券の入出庫を行う場合、顧客の普通預金口座から証券口座へ振込みの実行や従来から行っている有価証券の預り業務として、その記録がされていれば、金融機関府令第46条第1項第7

そのような理解で結構です。

号で定める「証券仲介預り明細簿」や「証券仲 介業務に係る残高報告書」は作成不要と考えて 良いか。 証券会社府令別表に定める注文伝票につい 今回の法改正により初めて有価証券として ては、組合型ファンドについても、同一日にお 取り扱うものであり、その性格や取引における いて価格が変動しない場合は投資信託と同様 実態が明らかでないため、当面原則通りの記載 に扱って良いか。 を求めることとします。 事務ガイドライン5-4は、金銭や券面を窓 そのような理解で結構です。 口等で直接授受することがないスキームを想 定した場合、証券仲介預り明細簿及び証券仲介 業務に係る残高報告書の作成・保存は不要と考 えて良いか。 事務ガイドライン5-4は、登録金融機関が 登録金融機関において、作成が必要な法定帳 責任を持って管理できる体制を構築してある 簿は、登録金融機関に保存する義務がありま 場合、法定帳簿の(電子媒体による)保存も所 す。 属証券会社に委託して良いと考えて良いか。 事務ガイドライン5-3-8により準用す 委託証券会社が、証券仲介業務を金融機関に る3-11は、委託証券会社が登録金融機関に 委託するに当たって、当該業務にかかる取引に 委託した証券仲介業務にかかる顧客の本人確 ついての本人確認を金融機関に委託すること 認を当該登録金融機関に委託することは可能 は可能ですが、本人確認法上の遵守義務は委託 と考えて良いか。可能である場合は、登録金融 証券会社にあります。 機関に届け出られている暗証番号等により本 その際の本人確認の方法等は本人確認法に 人確認を行うものとして良いか。 基づくものと考えられます。 現行の事務ガイドライン3-11-1「(3) 証券会社に開設された証券口座にかかる名 本人確認の徹底」について、名寄せや疑いのあ 寄せ等は証券会社の業務です。 る場合についての業務を、委託証券会社に委託 してよいか。 現行の事務ガイドライン3-11-3の業 証券仲介業務の委託を受けた金融機関にお 務を委託証券会社に委託してよいか。 いては、証券仲介業務にかかる顧客の売買管理 を自ら行う必要があります。 ただし、事務ガイドライン3-11-3(2) の売買審査基準については、証券仲介行為を行 う有価証券について委託証券会社が作成した 基準を参考とすることができると考えられま なお、証券仲介業務を行う上で法令遵守のた めに必要な情報は、委託証券会社と金融機関と

の間で授受が可能とされています。